

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第1節 規制改革と地方分権の推進

1 厚生労働行政の規制改革の推進

(1) 政府の規制改革に関するこれまでの動き

我が国が直面する経済のグローバル化、少子高齢化、情報通信技術(Information Technology:IT)革命等の構造的な環境変化に対応するため、経済社会の構造改革を進めることにより、1)経済活性化による持続的な経済成長の達成、2)透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、3)多様な選択肢の確保された国民生活の実現、4)国際的に開かれた経済社会の実現等を図る観点から、政府は行政の各般の分野について計画的に規制改革の推進を図っている。

一方、政府は2000(平成12)年12月に行政改革大綱を閣議決定し、医療・福祉、雇用・労働、教育などの社会システムの活性化に資するものをはじめ、各分野の規制改革の推進に積極的に取り組むとともに、市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開を図るため、新たな3か年計画を策定すること、経済社会の構造改革の視点も含めた広範な取組みを通じて規制改革を推進するための審議を行う総合規制改革会議を新たに内閣府に設置すること、について閣議決定した。

こうした動きを受けて、政府は2001(平成13)年3月に「規制改革推進3か年計画」を閣議決定するとともに、同年4月には経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革に関し調査審議するため、3年間の時限として総合規制改革会議を内閣府に設置した。

(2) 厚生労働行政と規制改革

厚生労働行政の規制はそのほとんどが国民の生命や健康を守るためのいわゆる社会的規制であるが、政府の活動が民間の自由な活動を不当に阻害することのないようにするという観点から、規制がその政策目的に沿った最小限のものとなるよう、主に医療・福祉・労働分野において、指定訪問看護事業への民間企業の参入、医療機関の広告規制の緩和(医療分野)、在宅介護事業への民間企業の新規参入の促進、保育サービスへの民間企業の参入、社会福祉法人の設立・運営要件の緩和(福祉分野)、有料職業紹介事業の取扱職業の原則自由化、労働者派遣事業の対象業務の原則自由化、インターネットによる職業紹介(労働分野)等これまでも規制緩和に取り組んできたところである。また、2001(平成13)年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」に基づき、医療分野のIT化の推進、医療機関の第三者評価の充実(医療分野)、ケアハウス運営への民間企業の参入検討、公立保育所運営の民間委託(福祉分野)、官民連携による求人情報等の一元化を図る「しごと情報ネット」の運用開始(雇用・労働分野)などの取組みを進めていくこととしている。医療、福祉、雇用・労働分野については、システム全体について戦略的かつ抜本的な改革に向けて取り組むこととされたところであり、それぞれ次のような視点でもって規制改革に取り組んでいくこととしている。

1)医療

医療をとりまく環境および国民のニーズの変化に対応するため、医療の持つ特性を踏まえた上で、医療機関相互の競争を促すことにより、医療サービスの質の向上と効率化を図る。

2)福祉

少子高齢化の進展に対応するため、多様な事業者の参入、競争等を通じた利用者の選択の拡大等を進め

る。

3)雇用・労働

経済社会の構造変化や労働者の働き方・就業意識の多様化に対応するため、労働者の適正な労働条件の確保、安定した雇用機会の確保や高齢者・障害者の雇用の促進、性差別の排除や募集・採用における年齢制限の撤廃等に留意しつつ、雇用システムにおける事前規制から労働市場の活性化やセーフティネットの整備を伴う事後規制への転換を図るとともに、経済社会構造の変化に対応した人材育成の推進を図る。

厚生労働省としては、国民の健康の確保、労働者の労働条件・安全の確保等、国民の生命・財産を守るために必要最小限の規制は行うものの、国民のニーズに応えた質の高い安心したサービス提供を実現するため、規制改革は今後も積極的に進めていくこととしている。

図11-1-1 規制改革に関する動き

図11-1-1 規制改革に関する動き

1994 (平成6) 年12月19日	行政改革委員会発足 (平成7年4月19日規制緩和小委員会発足)	
1995 (平成7) 年3月31日	「規制緩和推進計画」閣議決定	(厚生労働分野 77項目)
1996 (平成8) 年3月29日	「規制緩和推進計画 (改定)」閣議決定	(厚生労働分野 130項目)
1997 (平成9) 年3月28日	「規制緩和推進計画 (再改定)」閣議決定	(厚生労働分野 220項目)
1998 (平成10) 年3月31日	「規制緩和推進3か年計画」閣議決定	(厚生労働分野 50項目)
1999 (平成11) 年3月30日	「規制緩和推進3か年計画 (改定)」閣議決定	(厚生労働分野 90項目)
2000 (平成12) 年3月31日	「規制緩和推進3か年計画 (再改定)」閣議決定	(厚生労働分野 156項目)
2001 (平成13) 年3月30日	「規制改革推進3か年計画」閣議決定	(厚生労働分野 122項目)

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第1節 規制改革と地方分権の推進

2 地方分権の推進

(1) 地方分権と厚生労働行政

厚生労働行政のうち、保健福祉サービスは、特に国民の生活に密着した分野であることから、国民に身近な主体により、きめ細かく提供される必要があるものであり、一方で、一定水準以上の専門的なサービスが全国を通じて確実に提供される必要がある。したがって、国民に最も身近な行政主体である市町村がその提供の確保を担い、これを都道府県、国が有効に支える体制が構築されるよう、適切に地方分権の推進を図る必要がある。

(2) 政府地方分権に関するこれまでの動き

地方分権推進法に基づき発足した地方分権推進委員会の第1次から第4次までの勧告を踏まえ、政府は同法に基づき地方分権推進計画を1998(平成10)年5月に策定した。この計画は、1)機関委任事務の廃止およびこれに伴う事務区分の整理(国の直接執行事務・法廷受託事務・自治事務)、2)必置規制の見直し、3)権限委譲の推進、4)地方事務官制度の廃止等を内容とするものである。そしてこの計画の実施のため、政府全体として「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)を1999(平成11)年7月に公布し、主な部分が2000(平成12)年4月から施行された。その後、地方分権推進委員会は、2001(平成13)年7月に6年にわたる活動を終えたが、政府は、地方分権の一層の推進を図る観点から、新たに内閣府に地方分権改革推進会議を設置した。今後はこの会議の下で、国と地方公共団体との役割分担に応じた事務事業のあり方や税財源の配分のあり方、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備その他の地方制度に関する重要事項で緊急に検討すべきものを調査審議することとしている。

(3) 厚生労働省における地方分権の取組み

厚生労働省が所管する事務は、医療、保健、福祉など地域の住民に密接な関わりを持つことから、これまでも市町村への権限委譲を進めるなど地方分権を推進してきたところである。

また、2000(平成12)年4月に施行されたいわゆる「地方分権一括法」においても、厚生労働分野における事務の自治事務化等の見直しを行ったところである。

厚生労働省においては、介護保険制度の施行など今後とも市町村をはじめとした地方公共団体の果たす役割はますます重要になるものと考えており、急速な少子・高齢化に対応できる行政体制を目指す上でも地方分権を引き続き積極的に推進していく。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第2節 公益法人に対する指導監督

所管公益法人については、(財)ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団(KSD)をはじめ種々の問題がみられたところである、特にKSDをめぐる一連の事件については、前理事長等が背任容疑で逮捕・起訴される等労働行政に対する国民の信頼を損なう事態が生じたものであり、極めて深刻に受け止め、率直に反省しなければならない。

KSDに対しては、労働省(当時)が数次にわたり指導を行ってきたところであるが、さまざまな問題が発生するような事態となったことは、労働省の指導監督体制の問題もあり、結果として指導が十分に徹底していなかったものであり極めて遺憾である。

KSDに対しては、2000(平成12)年5月の立入調査結果等を踏まえ、8月に改善勧告書を交付し、その是正状況の報告を徴収するとともに、11月には役員の刷新等について当時の労働大臣から直接指導し、本年3月には予算の適正な作成・執行について文書指導を行う等により、KSDにおいて公益法人として健全かつ適切な運営が図られ、二度とこのような事態が起こらないよう引き続き厳正に指導している。

厚生労働省としては、立入検査が不十分であったこと等指導が十分徹底していなかったことを深く反省し、所管公益法人に対する指導監督の一層の適正化を図るため、本年1月23日に、新しい公益法人検査要領を定める等により、公益法人に対する指導監督の実施方法等について見直しを行い、指導監督体制を強化した。具体的な内容としては、(1)統一かつ効果的な指導監督を推進するための省内連絡会議の設置、(2)職員の専門性の向上を図るための担当者研修の実施、(3)指導監督の徹底を図るため、1)年度検査計画の策定、2)少なくとも3年に一回の立入検査の実施、3)的確かつ体系的な検査のためのチェックリストの使用、4)改善命令等に従わないものに対する設立許可の取消等の処分を行うこと、5)収支計算書等の検査に必要に応じ公認会計士の協力を得ること、(4)適正な役員報酬を確保するため、ガイドラインに基づき指導監督すること等である。

また、政府全体においても本年2月9日に公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せが行われ、公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底することとなった。

厚生労働省においては、上記見直しおよび申合せに基づき、本年4月10日に、総括公益法人指導監督官の設置等により指導監督の責任体制を確立するとともに、実施結果の公表等により立入検査を充実するほか、一定規模以上の公益法人に対し外部監査を要請することにより、公益法人の指導監督を強化・徹底していくこととした。

さらに、行政改革担当大臣の要請に基づき、所管するすべての公益法人についての総点検を実施し、その結果を本年4月に公表するとともに、必要な指導監督を実施した。

これらに併せて、厚生労働省としては、技能実習制度やものづくり大学に係る政策決定の経緯等について、KSD等との関わりを明らかにすることに努めつつ、事実関係を確認し、適正に行政が行われたかどうかの評価等を行うとともに、当時の労働省職員に対するKSD等による接待等についての調査を行った。その結果、国家公務員として適切を欠く行為がみられたところから、調査結果に基づき処分を行うとともに、このような事態を二度と招くことのないよう、「倫理の徹底及び綱紀の厳正な保持について」の通知を発し、綱紀の厳正な確保に必要な措置をとった。

厚生労働省としては、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることを全職員が自覚し、綱紀の厳正な確保を図り、国民の信頼回復のため全力をあげて取り組んでいる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第3節 情報化の推進

1 情報化の推進

近年における情報・通信技術の目覚ましい進歩は、21世紀に向けた国民の生活を大きく変えようとしている。こうした中で、政府は、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」および「e-Japan重点計画」(高度情報通信ネットワーク社会推進本部「以下、IT本部」という。)を取りまとめ、情報化に向けた取組みを進めている。

厚生労働省においても、情報通信技術(Information Technology;IT)分野での職業能力開発や保健医療福祉分野および雇用分野における積極的な情報通信技術の活用などに取り組むこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第3節 情報化の推進

2 情報化推進に向けた取組み

(1) IT分野での職業能力開発支援

急速なIT化に伴う労働者間の情報格差や、これに伴う雇用ミスマッチや雇用不安の発生の防止を図るとともに、働く人々のITリテラシーの向上、情報通信分野等の専門的・技術的な業務に従事する者の知識および技術の向上を図るため多様な水準の職業訓練コースの整備・拡充を行う等職業能力習得を支援する。

(2) 保健医療福祉分野の情報化

1) 国民等への情報提供

厚生労働省ホームページなどを活用して、健康や福祉などの生活に役立つさまざまな情報の提供を行っている。

2) サービスの質の向上および効率化

保健医療サービスの質の向上および効率化を図るため、医療機関内の各医療システムを総合的に利用できるように、用語・コードの標準化および情報の安全性の確保を進めている。また、国民に対して介護保険をはじめとする保健医療福祉サービス情報の提供と利用を支援・推進するための「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」の整備を進め、運用している。

3) 地域における情報化

かかりつけの診療所と中核的病院、在宅の患者と医療機関を画像情報ネットワークで結び、各種診断や患者への指導を行う遠隔医療支援事業等を行っている。

4) 障害者に対する情報バリアフリー

障害者に十分配慮した使いやすい情報通信関係機器・システムの開発等により、人に優しい情報バリアフリー環境の整備を推進している。

(3) 雇用分野の情報化

これまで公共職業安定所、経済団体、民間職業紹介事業者等で別々に持っていた個別の求人情報の概略をインターネットを利用して一覧し、検索できる「しごと情報ネット」の構築を進めるなど、官民が連携しつつ複数の機関が有する雇用情報を一括して入手できるようにしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第3節 情報化の推進

3 電子政府の実現に向けて

(1) 申請・届出等手続の電子化の推進

厚生労働省では、双方向の情報伝達手段であるインターネットの特性を活用し、厚生労働省と国民等との間の申請・届出等手続の電子化を積極的に行うこととしている。

具体的には、e-Japan重点計画等に基づき、国民等との間でやり取りしている約2,000種類の申請・届出等手続について、2003(平成15)年度までに、インターネットを通じて、24時間、自宅や職場からオンラインで行うことができる電子政府の実現に向けて、取組みを開始したところである。

図11-3-1 国民に身近な手続例

図11-3-1 国民に身近な手続例

・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 被保険者の報酬月額に関する届出 ・・・年間約3,400万件
・国民年金・厚生年金保険・船員保険年金受給権者現況届 年金受給者の生存等確認のための届出 ・・・年間約2,200万件
・雇用保険被保険者資格取得届 労働者が被保険者となったこと等に関する届出 ・・・年間約570万件

(2) 行政情報の電子的提供の推進

厚生労働省では、多くの人々が行政情報に容易にアクセスし、自由に利用できるように行政情報の電子的提供を推進している。具体的には、ハッカー等による不正侵入の防止等、情報セキュリティ対策に留意しつつ、ホームページを活用した情報提供を積極的に推進しており、今後とも、より一層の情報提供の拡充に努めるとともに、利用者に使いやすいホームページの構築を行っていくこととしている。(厚生労働省ホームページアドレス<http://www.mhlw.go.jp>)

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第3節 情報化の推進

4 個人情報保護

(1) 政府全体における検討状況

個人情報の保護の必要性が急速に高まっているとの認識から、IT本部では、1999(平成11)年11月の「個人情報のあり方に関する検討部会」中間報告(個人情報保有者の責務、国、地方公共団体、国民の果たすべき役割と責務についての提言)を最大限尊重し、個人情報保護の中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的検討のため、2000(平成12)年2月に「個人情報保護法制化専門委員会」を設置し検討を進め、同年10月「個人情報保護基本法制に関する大綱」が決定された。それを受けた政府は、2001(平成13)年3月「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出した。

(2) 個人情報の保護

医療分野における個人情報の漏洩等は直接的に患者へ不利益となるおそれもあるため、その保護を一層図っていく必要がある。一方、医学・医術の進歩や公衆衛生の向上のためには、診断・治療過程での情報を活用した新たな治療法・医療技術の開発・普及等を進めていくことも不可欠である。そのため、個人情報の保護と適正な情報の利活用との調和が重要な課題となる。また、労働者の個人情報(雇用管理に関するもの)への取扱いについての必要な制度の整備が課題となる。

このため、厚生労働省においては、「個人情報の保護に関する法律案」を踏まえながら、個人情報保護のあり方について、検討を進めているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第4節 情報公開の推進

1 情報公開法の施行

2001(平成13)年4月1日、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行された。この法律は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人にも国の行政機関の保有する行政文書の開示を請求する権利を定めたものである。これまでも、ホームページ等を利用してさまざまな情報の提供に努めてきたところであるが、情報公開法の施行に伴い、厚生労働省が保有する行政文書について開示請求があった場合は、情報公開法により不開示情報として規定された1)個人に関する情報、2)法人等に関する情報、3)国の安全等に関する情報、4)公共の安全等に関する情報、5)審議、検討等に関する情報、6)事務・事業に関する情報以外のものは開示している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第4節 情報公開の推進

2 窓口対応の工夫

厚生労働行政は、特に国民生活に密接に関連することから、厚生労働省の情報公開制度は利用者にとって、より身近で利便性の高いものである必要がある。そのため、窓口において、出来る限り丁寧に対応し、文書の特定に努めているところであり、求められた行政文書が行政サービスで提供できるもの(報道公表資料、パンフレット等)である場合、又は求められた行政文書が存在しない場合等は、窓口においてその旨を説明し適宜の対応をとっている。また、開示請求と行政相談とを同じ場所(中央合同庁舎第5号館2階)で行えるようにし、両制度が相まって情報の公開が一層推進するように努めているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第4節 情報公開の推進

3 開示請求の状況

2001(平成13)年4月から6月末までの厚生労働省本省に対する開示請求件数は、1,057件である。これは、他府省庁等と比較してもかなり多く、また、幅広い分野にわたっており、厚生労働行政に対する国民の関心の高さがうかがえる。

厚生労働省に対する開示請求

情報公開法上、厚生労働省本省とその外局である中央労働委員会や社会保険庁は別の行政機関とされているため、開示請求もそれぞれに対して行う必要がある。また、地方厚生局や都道府県労働局、検疫所等の施設等機関についても、地方在住者の便宜等を考慮して権限・事務が委任されているため、それぞれに対して開示請求を行わなければならない。

それぞれの機関の開示請求の窓口、開示請求書等の様式、開示・不開示の審査基準、行政文書ファイルの検索等に関しては、厚生労働者のホームページに情報公開のコーナーを設けて掲載している。

(http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/index2.html)

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第5節 政策評価の取組み

1 経緯

中央省庁等改革に伴い政策評価制度が導入されたが、その趣旨は「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」であり、その実施のための指針として、2001(平成13)年に政策評価各府省連絡会議において、「政策評価に関する標準的ガイドライン」が決定された。さらに、6月には、第151回通常国会において、政策評価に関する基本的事項等を定めた「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が成立した。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第5節 政策評価の取組み

2 厚生労働省の取組み

国民生活に密接した幅広い分野を担当する厚生労働省においては、政策評価を全省的に実施することにより、省庁統合の実をあげ、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供などを通じて、国民生活の向上により一層貢献することを目指すこととしている。このため、「政策評価に関する標準的ガイドライン」を基に、2001(平成13)年3月に厚生労働省が実施する政策評価について、その目的・方式・体制などを規定した「厚生労働省政策評価実施要領」を定めるとともに、厚生労働省が2001年度に具体的に実施する政策評価の内容・方法等について規定した「厚生労働省平成13年度政策評価運営方針」を策定した。

これらに基づき、厚生労働省においては、以下に掲げる目的の達成のため、厚生労働行政全般を対象として、政策評価を推進している。

- 1) 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること
 - 2) 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
 - 3) 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること
 - 4) 厚生労働省の総合的・戦略的政策展開を推進すること
-

第2部 主な厚生労働行政の動き

第11章 行政体制の整備等

第5節 政策評価の取組み

3 今後の取組み

政策評価制度は今年新たに導入された制度であり、評価の実施に関する知識・経験の更なる蓄積が必要であることから、具体的な評価のあり方については、今後、実施の過程を通じて継続的に改善・充実を図っていくことが必要であると考えており、厚生労働省としては、一律に定量的な効果測定が容易でない多様な行政分野を擁することから、政策評価の手法等について、試行的実施も含め具体的に評価を実践する中で、対象となる政策の特性を十分検討し、第三者の知見も活用しながら、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集を行い、段階的に評価の質の向上を図ることとしている。
